

①大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を旧緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成23年4月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との2工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、当該生産ラインの新工場への移設費用（新規取得にかかる金額の5割）が、費用を現実に支出する前に賠償された事例。

②旧緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産（全損）などが賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 財物損害（平成23年3月11日の時点において、福島県〇〇所在の申立人福島工場内に存在した棚卸資産）

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金が2億4229万9228円であることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認事項

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月15日

（仲介委員 望月克也）

①大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を旧緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成23年4月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との2工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、当該生産ラインの新工場への移設費用（新規取得にかかる金額の5割）が、費用を現実に支出する前に賠償された事例。

②旧緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産（全損）などが賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ア 営業損害・逸失利益（平成23年3月11日～平成25年5月末日）
- イ 営業損害・追加的費用（平成23年3月11日～平成24年7月31日）
 - ① 平成23年5月〇〇日付金銭消費貸借契約（貸主・株式会社A）にかかる利息相当額
 - ② 平成23年6月〇〇日付金銭消費貸借契約（貸主・株式会社B）にかかる利息相当額
- ウ 財物損害（平成23年3月11日の時点において、福島県〇〇所在の申立人福島工場内に存在した治具一式）
- エ ライン移設費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金が4億1092万9909円であることを認める。

（内訳）

ア 営業損害・逸失利益	2億3470万1742円
イ 営業損害・追加的費用①	112万3203円
営業損害・追加的費用②	73万4964円
ウ 財物損害	3437万0000円
エ ライン移設費用	1億4000万0000円

3 支払方法

（省略）

4 確認事項

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項ウ、エ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月31日

（仲介委員 望月克也）